

## 医療法人仁徳会 周南病院 面会規定

### 第1条（目的）

この規定は、患者とその家族等との交流機会を尊重し、療養生活の質の向上および安心につなげるとともに、院内感染防止および患者の安全確保を図るため、面会に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（基本方針）

病院は、感染対策上必要な場合を除き、患者と家族等との面会機会を尊重するものとする。

- 2 感染症流行状況、院内感染発生状況その他必要と認められる場合は、面会方法を段階的に変更することができる。
- 3 終末期、病状説明、退院支援その他病院が必要と認める場合は、患者および家族等の状況に応じ、柔軟に対応するものとする。

### 第3条（通常時の面会）

通常時（面会レベル0）の面会時間は、原則として13時30分から17時00分までとする。

- 2 平日の前項時間内における面会は予約不要とする。
- 3 土曜日、日曜日、祝日および前項以外の時間帯の面会は、原則として事前予約制とする。
- 4 面会予約は、来院時または電話により受け付けるものとする。
- 5 電話による予約受付時間は、平日13時30分から16時30分までとする。

### 第4条（面会手続）

面会者は、受付において面会札および面会カードを受け取り、必要事項を記入するものとする。

- 2 面会終了後、面会カードは病棟スタッフステーション所定の回収場所へ提出し、面会札は受付へ返却するものとする。
- 3 面会カード等の記録は、感染対策および安全管理上必要な期間保管し、保管期間経過後は適切に廃棄する。

### 第5条（面会時の遵守事項）

次の各号のいずれかに該当する者は、面会を控えるものとする。

- ①発熱がある者
- ②咳、咽頭痛、嘔吐、下痢その他感染症が疑われる症状がある者
- ③感染症法に定める感染症に罹患している者、または濃厚接触者等これに準ずる者
- ④その他病院が不相当と判断した者

- 2 面会者は、病院職員の指示に従い、必要な感染対策に協力するものとする。
- 3 病院は、診療、処置、検査その他患者対応上必要がある場合には、面会を一時的に制限または中断することができる。

### 第6条（面会レベル）

病院は、感染症流行状況および院内感染状況等に応じ、次の各号に定める面会レベルを適用する。

(1) レベル0 (通常対応)

- ①面会人数、回数の制限は設けない
- ②平日の面会時間内は予約不要とする

(2) レベル1 (感染流行注意時)

- ①面会人数、回数を制限する場合がある
- ②面会時間を短縮する場合がある
- ③小児の面会を制限する場合がある
- ④マスク着用を必須とする

(3) レベル2 (院内感染警戒時)

- ①原則予約制とする
- ②面会人数、回数を制限する
- ③面会可能時間を設定し、短時間面会とする
- ⑤面会可能者を家族等に限定する

(4) レベル3 (院内感染発生時)

- ①原則として面会禁止とする
- ②ただし、病状説明、終末期対応、退院支援その他病院が必要と認める場合は、この限りでない

第7条 (面会レベルの決定)

面会レベルは、感染対策委員会または病院管理者が、地域感染状況および院内感染状況等を踏まえ決定する。

2 病院は、面会レベルを変更した場合、院内掲示、ホームページその他適切な方法により周知するものとする。

第8条 (面会方法等の周知)

病院は、面会時間、予約方法、受付方法その他面会に関し必要な事項について、別途「面会のお知らせ」等により周知するものとする。

2 病院は、感染症流行状況、院内感染状況その他必要と認める場合には、面会方法、面会時間その他運用を変更することができる。

3 前項による変更を行う場合は、院内掲示、ホームページその他適切な方法により周知するものとする。

第9条 (その他)

この規定に定めるもののほか、面会に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規定は、令和8年6月1日から施行する。